

人材活用力強化事業に係る専門家派遣実施要領

1 目的

鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会（以下、「協議会」という。）は、自動車関連、情報関連、観光・食及び医療・ヘルスケアの分野の産業やその関連業種に該当する鳥取県内の事業者、企業、団体及びグループ（以下、「事業者等」という。）による雇用環境の改善、生産性向上に向けた労務管理改善等の具体化に向けた取組みを支援するため、専門家の派遣を行う。

2 支援内容

本事業における下記に掲げる課題を解決し、雇用環境の改善や生産性の向上を図ることで、正社員を雇用しようとする意欲的な取組みを支援する。

(1) 雇用管理

人材確保、人材育成（組織改革）、労務管理改善（就業規則、賃金システム等）

(2) 業務改善

品質管理、業務改善（生産性向上）

(3) 情報インフラ整備

情報共有、情報発信、システム稼働、システム導入

(4) その他

労務環境、労務管理の改善につながる取組

3 支援対象

(1) 本事業は、雇用環境の改善や生産性の向上を図ることで、働き方改革や人材の積極的な活用に取り組む下記の事項を満たす事業者等を対象とする。

- ① 別表に掲げる自動車関連、情報関連、観光・食及び医療・ヘルスケアの分野の指定主要業種又は指定関連業種に該当する事業者等
- ② 誠実に事業に取り組み、やむを得ない事情がある場合を除き、最後まで履行できる事業者等
- ③ 派遣終了後半年以内に正社員（新卒者を除く。）の雇用を予定している事業者等

支援に当たっては、次の条件を求めるものとする。

- ① 協議会が実施するセミナーや広報事業に積極的に参加・協力（発表・紹介）できること。
- ② 専門家へ中期経営計画もしくは3期分の決算書（計画貸借対照表、計画損益計算書、計画キャッシュフロー計算書）を提出すること。

(2) 専門家の派遣は、事業者等の自主的な支援申込みに限らず、協議会が事業促進等のために必要と判断した場合、協議会からの提案により専門家の派遣を行うことができるものとする。

4 専門家

事業者等に派遣する専門家は、協議会が指名する人事コンサルタント、経営コンサルタント、ITコンサルタント、社会保険労務士、中小企業診断士、税理士等とする。

5 専門家の派遣

(1) 専門家の派遣を希望する事業者等（以下「依頼事業者」という。）は、派遣を希望する日の20日

前までに必要書類を添えて「人材活用力強化事業に係る専門家派遣依頼書」(様式第1号)を協議会に提出するものとする。

- (2) 協議会は、前項により提出された依頼書の内容及び当該事業の予算額(予算の執行状況)に基づき、派遣の可否、支援内容等を決定し、依頼事業者等に通知する。
- (3) 協議会は、依頼事業者等の課題や支援内容、当該依頼事業者等の意向等に基づき派遣する専門家を決定する。
- (4) 依頼事業者等の課題や支援内容に対して、必要と認めるときは、社会保険労務士、中小企業診断士等を含め、異なる分野の専門家複数でチームを組み、連携して支援する。

6 専門家の派遣回数

- (1) 専門家の直接の派遣回数は、原則4回までとする。
- (2) 支援回数については、あらかじめ、支援依頼事業者等の課題、派遣時期、派遣回数ごとの支援のねらい等を記載した支援計画書を作成し、協議のうえ、必要回数を決定する。
ただし、事前に支援回数を決めることが困難な場合は、1回目の専門家派遣結果をもとに決定することができるものとする。
- (3) 4回以上の支援が必要と判断される場合は、支援計画、進捗状況、支援回数の増の必要性、回数を増やすことで期待できる成果を整理した資料を作成し、協議会事務局長に協議するものとする。
事務局長は、期待する成果が見込めるときは、支援回数を計6回になるまでの範囲で増やすことができる。

7 支援内容の報告

- (1) 事業者等は、専門家の支援を受けたときは、その都度、「人材活用力強化事業に係る専門家支援状況報告書」(様式第2号)を作成し、1週間以内に協議会に提出するものとする。
- (2) 協議会の依頼に基づき事業者等の支援を行った専門家は、その都度「人材活用力強化事業に係る事業者支援内容報告書」(様式第3号)を作成し、1週間以内に報告するものとする。

8 専門家による支援内容総括報告書の作成、提出

- (1) 支援対象事業者等に対する予定回数の支援を終了したときは、速やかに支援内容総括報告書を作成し、協議会に提出するものとする。
協議会は、提出された報告書の内容を確認したうえで、対象事業者等に送付するものとする。
- (2) 「支援内容総括報告書」には、次の項目について記載するものとする。
 - ① 支援目的
 - ② 課題・問題点 (支援の中で、浮かび上がった課題、問題点)
 - ③ 改善提案内容、支援・取組み内容 (期間中の改善提案内容、改善のための支援・取組み内容)
 - ④ 支援の結果(成果、進捗状況等)
 - ⑤ 今後取組むべき事項、改善提案 (課題等の改善、目標等を達成するために今後取り組んでいくべき事項(行動計画)の整理、提案(ロードマップやタイムスケジュール等も含めた提案))

9 守秘義務

- (1) 協議会の依頼に基づき事業者等の支援を行った専門家並びに協議会及び鳥取県は、事業者等の許諾を得ずに、事業者等の名称、具体的な支援内容等を第三者に公表してはならない。
- (2) ただし、協議会が実施するセミナーにおいて取組内容を発表する場合(ホームページ、冊子等で発表する場合も含む。)は、事業者等の事業活動に支障を及ぼすことがない範囲で公表することができ

るものとする。

10 経費負担及び支出基準

- (1) 協議会が支出する経費は専門家派遣に係る謝金及び旅費とし、支援に係るその他の経費（協議会の意向で必要となる経費を除く。）は支援対象事業者等の負担とする。
- (2) 謝金及び旅費の支出基準は次のとおりとする。
 - ① 専門家謝金 協議会の規定による。
 - ② 専門家旅費 協議会の規定（鳥取県職員の例に準じる。）による。
- (3) 専門家謝金について（2）の基準によりがたい場合は、協議会が別に定める「鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会謝金及び旅費規程」（平成29年5月施行）によるものとする。

11 専門家派遣を受ける事業者の責務

- (1) 事業者等は、専門家の派遣を受ける際は、専門家に相談すべき事項を事前に十分検討し、効果的及び効率的に指導、支援を得られるよう努めなければならない。

事業実施に当たり、不適切な対応が認められ、改善が見込めないと判断されるときは、事業を中止することができるものとする。
- (2) 専門家派遣の決定後、やむを得ない理由で日程の変更を生じた場合又は専門家の派遣を中止する場合は、速やかに協議会に報告しなければならない。
- (3) 協議会は、専門家の派遣が中止となった場合に、その経緯等に事業者等に過失があると認められるときは、予定していた専門家の支援時間に対する謝金等キャンセルできずにかかった経費相当額について支払いを求めることができる。

12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に際し、必要な事項については、別途協議会事務局長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年10月6日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年1月15日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要領は、平成31年3月19日から施行し、平成31年度事業から適用する。

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年3月13日から施行し、令和2年度事業から適用する。

鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会長 様

事業者名

代表者名



人材活用力強化事業に係る専門家派遣依頼書

支援対象 事業者	事業者名			
	所在地			
	代表者			
	担当者	職・氏名		
		電話及びFAX番号		
メールアドレス				
課題の 内容	<p>(1) 雇用管理 人材確保、人材育成（組織改革）、労務管理改善（就業規則、賃金システム等）</p> <p>(2) 業務改善 品質管理、業務改善（生産性向上）</p> <p>(3) 情報インフラ整備 情報共有、情報発信、システム稼働、システム導入</p> <p>(4) その他 労務環境、労務管理の改善につながる取組</p> <p>※上記の項目で該当する項目に○をしてください。 (具体的な内容を記載してください。)</p>			
専門家等 による支援 を希望する 内容				
受入時期等 の希望				
正職員等 の採用予定	(採用時期、職種、人数等を記入してください。)			
その他	中期経営計画若しくは3期分の決算書（計画貸借対照表、計画損益計算書、計画キャッシュフロー計算書）提出 可・否			
	セミナーにおいて取組み内容を発表 可・否			
添付書類	中期総合計画若しくは直近3期分の決算書			

鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会長 様

事業所名

代表者名



人材活用力強化事業に係る専門家支援状況報告書

支援日等	専門家氏名	
	支援日時	年 月 日 時間 : ~ : (時間 分 休憩時間を除く。)
	対象事業所	
	対応者	
支援テーマ、支援要請事項		
支援該当項目	<p>※次の項目で該当する項目に○をしてください。</p> <p>(1) 雇用管理 人材確保、人材育成(組織改革)、労務管理改善(就業規則、賃金システム等)</p> <p>(2) 業務改善 品質管理、業務改善(生産性向上)</p> <p>(3) 情報インフラ整備 情報共有、情報発信、システム稼働、システム導入</p> <p>(4) その他 労務環境、労務管理の改善につながる取組(具体的に)</p>	
専門家等による指導、支援の内容	<p>(具体的な課題、支援、提案等のあった内容及び今後取組む事項等を次の項目に沿って記載してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目支援の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 課題、問題点、対応・対策が必要な事項・内容 ② ①についての対応方針・指針、具体的な対策策・取組み ③ 次回までに取組むべき事項(課題) ・2回目以降について <ul style="list-style-type: none"> ④ ③についての取組み結果 ⑤ ②に対する具体的な取組みの進捗状況、結果(成果) ⑥ 新たな課題等及び対応策、対応方針 ⑦ 次回までに取組むべき事項 ・最終回 <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 前回指摘なった取組むべき事項 ⑨ 改善策等の進捗状況、取組みの成果(結果) ⑩ 取組みの総括と今後の取組み課題の整理 	
指導内容等に対する対応方針等		

鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会長 様

事業所名

代表者名



人材活用力強化事業に係る事業者支援内容報告書

支援対象 事業者及び 支援状況	事業者名	
	所在地	
専門家(支援担当者)名		
支援日等	支援日	年 月 日
	時間	時間 : ~ : (時間分 休憩時間を除く。)
	訪問先	
支援テーマ、支援事項		
支援、指導内容	(具体的な指導等の内容及び今後の課題等を記載してください。) (1) 支援課題、問題点及び課題等に対する支援・改善提案内容等 ※2回目3回目で追加がある場合追加して記載すること。 (2) 今回の支援・指導内容 (3) 改善提案事項等の進捗状況、成果 (4) 今後の課題等 (5) 次回までに取組む事項、改善すべき事項として指示した内容	
今後の支援方針、予定等		

※支援時に、使用した資料を添付すること。

支援内容・結果の詳細を別添資料として作成して添付してもよい。

別表（第3条関係）

指定主要業種

分野	日本標準産業分類 中分類番号	日本標準産業分類中分類項目名
自動車関連分野	3 1	輸送用機械器具製造業
	2 7	業務用機械器具製造業
情報関連分野	3 9	情報サービス業
観光・食分野	0 9	食料品製造業
	5 2	飲食料品卸売業
	5 8	飲食料品小売業
	7 5	宿泊業
	7 6	飲食店
医療・ヘルスケア 分野	8 3	医療業
	8 5	社会保険・社会福祉・介護事業（保育を除く）

指定関連業種

日本標準産業分類 中分類番号	日本標準産業分類中分類項目名
1 6	化学工業（上記4分野に関連するものに限る。）
1 8	プラスチック製品製造業（上記4分野に関連するものに限る。）
1 9	ゴム製品製造業（上記4分野に関連するものに限る。）
2 1	窯業・土石製品製造業（上記4分野に関連するものに限る。）
2 2	鉄鋼業（上記4分野に関連するものに限る。）
2 3	非鉄金属製造業（上記4分野に関連するものに限る。）
2 4	金属製品製造業（上記4分野に関連するものに限る。）
2 5	はん用機械器具製造業（上記4分野に関連するものに限る。）
2 6	生産用機械器具製造業（上記4分野に関連するものに限る。）
2 8	電子部品・デバイス・電子回路製造業（上記4分野に関連するものに限る。）
2 9	電器機械器具製造業（上記4分野に関連するものに限る。）
3 0	情報通信機器製造業（上記4分野に関連するものに限る。）
5 0	各種商品卸売業（商社）（上記4分野に関連するものに限る。）
5 1	繊維・衣服等卸売業（上記4分野に関連するものに限る。）
5 4	機械器具卸売業（上記4分野に関連するものに限る。）
5 5	その他の卸売業（上記4分野に関連するものに限る。）
5 7	織物・衣服・身の回り品小売業（上記4分野に関連するものに限る。）
5 9	機械器具小売業（上記4分野に関連するものに限る。）
6 0	その他の小売業（上記4分野に関連するものに限る。）
6 1	無店舗小売業（上記4分野に関連するものに限る。）
3 7	通信業（上記4分野に関連するものに限る。）
3 8	放送業（上記4分野に関連するものに限る。）
4 0	インターネット付随サービス業（上記4分野に関連するものに限る。）
4 1	映像・音声・文字情報制作業（上記4分野に関連するものに限る。）
4 2	鉄道業
4 3	道路旅客運送業
4 4	道路貨物運送業
4 5	水運業
4 7	倉庫業
7 9	その他の生活関連サービス業（上記4分野に関連するものに限る。）
8 0	娯楽業（上記4分野に関連するものに限る。）